

令和8年度丸森町水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町は宮城県の最南端に位置し、300m内外の山が連なる阿武隈山地の一部に盆地を形成しており、阿武隈山地とその支流河川流域地帯のみ平坦地であり、町域の70%余が山林となっている。耕地面積は2,150haで、このうち水田面積が1,585haと全耕地面積の約74%を占めている。

本町の農業は、水稻、畜産、園芸を中心とした営農体系が展開されており、一戸当たりの耕作面積が小さく、兼業農家が大多数を占めているが、近年では平坦部を中心に水稻、畜産の主業化が進み大規模な経営体が育成されつつある。

しかし、本町においても、農業者の高齢化と農業後継者不足が深刻である。特に、昨今の生産資材費高騰や農作物の価格低下により、新規就農や後継者が減少することや、離農者の増加が予想される。その中でも集落営農の組織化など地域ぐるみで農業に取り組む動きがあるほか、各地区において策定された地域計画に基づいた農地利用を支援していく。

一方、酪農や繁殖牛をはじめとする畜産業は、県内でも主産地となっており、飼料作物の需要が高くなっている。加えて、飼料価格の高止まりが続いていることから、自給飼料生産拡大を支援するにあたり、転作田における飼料作物作付けの必要性が高く、農地の集積・集約による作業の効率化を図り、生産面積の拡大が必要である。

また、丸森町農業振興ビジョン（第二次）に掲げる振興作物を推進するにあたり、主食用米作付け体系から、収益性の高い園芸作物への転換を掲げており、水田をフルに活用した振興特産作物や施設園芸を推進し、儲ける農業の実現を図る。

以上のことを踏まえ、今後、本町の安定的な水田農業を確立するためには、担い手への農地集積・集約化を促し、生産性を向上させるとともに、需要に応じた作物の生産を推進し、地域課題の解決に向けた取り組みを実施していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

丸森町農業振興ビジョン（第二次）に掲げる「儲ける農づくり」を実現するため、重点作物を中心とした振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取組みを支援し、園芸作物の産地化による収益性の高い農業を目指す。

また、「地域計画」が策定されている町内全地区で、担い手となる農業者・関係機関との話し合いの場を設け、毎年見直しをしながら農地集約に向けた取り組みを実施する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和7年度までの取組状況を検証した結果、町内の水田面積1,585haのうち、約146haが飼料作物、約46haが野菜・果樹の畑作物が作付されており、うち約51haが畑地化支援事業を活用し畑地化した。また水稻と転作作物のブロックローテーション体系構築について、検証した結果、担い手への農地の集積、集約化が進み規模拡大が図られている一方、主食用米を基本とした水稻生産者と高収益作物など畑作物生産者の作付体系の二極化が進み、それぞれに水稻生産と畑作物生産を主業とする生産者が少なくなっている。

特に高収益作物や飼料作物の生産者においては、排水対策を講じる必要があることから、水稻作付を組み入れない作付け体系が数年以上定着しているため、現地確認や聞き取り等を行い、畑地化等の支援を推進していく。

また、農地整備事業の実施が計画されている地域においては、集約された農地での水稻

を組み入れたブロックローテーション体系の構築と畑地化支援を含めた水田の有効利用について検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

生産の目安に即した生産を図り、需要に応じた米づくりを推進する。また、気候変動に対応するための高温耐性品種の導入や担い手への農地集積、スマート農業の推進による低コスト稲作を推進する。

(2) 備蓄米

主食用米に代わる作物として安定的に生産が可能なことから、継続的な作付けを推進する。

(3) 非主食用米

主食用米の需要は、長期的には減少が見込まれることから、主食用米に替わる水田フル活用作物として、農業者が取り組みやすい米対応の転作作物である飼料用米、米粉用米、WCS用稲等の生産維持、拡大を図る。

ア 飼料用米

スマート農業による低コスト化や多収品種の導入を図りながら、飼料用米の生産維持を図る。

また、カントリーエレベーターを活用することにより、作業の省力化が見込まれることから、更なる低コスト化を目指す。

イ 米粉用米

地元実需者の需要が大きく伸びていることから、作付け拡大を推進する。

ウ 新市場開拓用米

大規模農家や集落営農組織を中心に検討されているため、取組への支援を強化する。

エ WCS用稲

栽培技術の徹底や品質向上により、畜産農家への安定供給を図る。

また、輸入飼料価格の高騰により、自給飼料の需要が高まっていることから、作付け拡大を推進する。

オ 加工用米

J A系統との連携で需要に応じ、安定的な生産量を確保しながら担い手が行う取組への支援を強化する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、引き続き収量向上対策助成を行い、徹底した排水対策により、収量及び品質の向上を図る。合わせて団地化にも取組み、効率的な作業体系を構築することにより、作付面積拡大を図る。

飼料作物においては、畜産農家へ高品質な飼料を供給するため、団地化を図るとともに、輸入飼料価格の高騰により自給粗飼料の増産が求められていることから、産地交付金を活用して一層の団地化と、耕畜連携を強化して作付面積の拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばにおいては、中山間地域等の条件不利地域での作付けを拡大するとともに、実需者との結びつきを強める取組を支援する。また、作付面積を拡大させるために中山間地域団地化促進と産地交付金を活用した団地化支援を行う。

(6) 地力増進作物

連作障害の回避や窒素固定による減化学肥料栽培につながる緑肥（ソルガム・イタリアンライグラス等）を地力増進作物として作付を推進する。なお、地力増進作物の次期作付には振興特産作物に定める作物の作付けを推進する。

(7) 高収益作物

丸森町農業振興ビジョン（第二次）に掲げる重点作物を中心とした振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取組を支援することで、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す。

特に「ブロッコリー、キク（花き）、えごま、イチゴ、ぶどう」は、中山間地域等の条件不利地域での作物として有用であるため作付け拡大を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
----------------	---	-----------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	815		820		820	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	48.7		40		40	
米粉用米	8		10		10	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0.3		1		1	
加工用米	0		0		0	
麦	0.9	0.1	1.1	0.1	1.1	0.1
大豆	3.7		7		7	
飼料作物	135		140		140	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	3.7		6.2		6.2	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		3		3	
高収益作物	38.6		54.5		54.5	
・野菜	26		34		34	
振興特産作物の計	23		29		29	
ブロッコリー	6.4		9		9	
イチゴ	1.3		3		3	
その他	15.3		17		17	
振興特産作物以外の野菜	3		5		5	
・花き・花木	10.6		14		14	
キク（花き）	1.6		4		4	
その他	9		10		10	
・果樹	0.1		0.7		0.7	
・その他の高収益作物	1.9		5.8		5.8	
たばこ	0.6		0.8		0.8	
えごま	1.3		5		5	
畑地化	8.7		10		10	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	前年度（実績）	目標値
1	飼料作物、WCS用稲（基幹作物）（飼料作物は別表1のとおり）	団地加算（4ha以上）	団地化取組面積 10aあたりの労働時間	（令和7年度） 飼料作物 12.1ha WCS用稲 0.0ha （令和7年度）7.1h/10a	（令和8年度） 飼料作物 16.0ha WCS用稲 2.0ha （令和8年度）7.0h/10a
2	ブロッコリー、キク（花き）、えごま、イチゴ、ぶどう（基幹作物）	振興特産作物助成①	ブロッコリー、キク、えごま、イチゴ、ぶどうの作付面積	（令和7年度） ブロッコリー3.4ha キク0.9ha えごま 0.8ha イチゴ 0.7ha ぶどう 0.0ha	（令和8年度） ブロッコリー 9.0ha キク 4.0ha えごま 5.0ha イチゴ 2.4ha ぶどう 0.7ha
3	振興特産作物（ブロッコリー、キク、えごま、イチゴ、ぶどう以外）の野菜、果樹（基幹作物）※作物名は別表2のとおり	振興特産作物助成②	振興特産作物の作付面積	（令和7年度）11.2ha	（令和8年度）13.0ha
4	振興特産作物以外の野菜、花き・花木、果樹、その他の高収益作物（基幹作物）※作物名は別表3のとおり	その他作物助成	その他作物の作付面積	（令和7年度）2.0ha	（令和8年度）6.5ha
5	野菜（対象となる作物は別表4のとおり）（二毛作）	二毛作助成	二毛作の取組面積	（令和7年度）0.3ha	（令和8年度）3.0ha
6	そば、大豆、麦（基幹作物）	収量向上対策助成	収量向上対策の取組面積	（令和7年度）7.4ha	（令和8年度）14.3ha
7	大豆、飼料作物（飼料作物は別表1のとおり）、WCS用稲、そば、麦類、振興特産作物（ブロッコリー、キク（花き）、えごま、イチゴ、ぶどう及び別表2のとおり）（基幹作物）	中山間地域団地化促進加算（30a以上4ha未満）	団地化取組面積 10aあたりの労働時間	（令和7年度） 大豆 0.0ha 飼料作物 5.3ha WCS用稲 0.0ha そば 0.0ha 麦類 0.0ha 振興特産作物 0.0ha 合計 5.3ha （令和7年度） 45.4h/10a	（令和8年度） 大豆 1.0ha 飼料作物 8.5ha WCS用稲 1.0ha そば 3.0ha 麦類 0.5ha 振興特産作物 3.0ha 合計 17.0ha （令和8年度） 45.4h/10a
8	飼料用米生産ほ場の稲わら（基幹作物）	飼料用米わら利用等（耕畜連携）	耕畜連携の取組面積 需要量に対する割合	（令和7年度）38.4ha （令和7年度）14.1%	（令和8年度）40.0ha （令和8年度）15.0%
9	米粉用米（基幹作物）	米粉用米の地域利用助成	米粉用米の作付面積	（令和7年度） 米粉用米8.0ha	（令和8年度） 米粉用米10.0ha
10	そば（基幹作物）	【国枠】そば振興助成	作付面積	（令和7年度） そば3.3ha	（令和8年度） そば5.4ha
11	地力増進作物（対象となる作物は別表6のとおり）	【国枠】地力増進作物助成	取組面積	（令和7年度）0.0ha	（令和8年度）2.5ha
12	新市場開拓用米	【国枠】新市場開拓用米助成	取組面積	（令和7年度）0.0ha	（令和8年度）1.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:宮城県

協議会名:丸森町水田農業推進協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	団地加算(4ha以上)	1	8,000	飼料作物、WCS用稲(基幹作物)(飼料作物は別表1のとおり)	①飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫を行うこと。 ②青刈り稲、わら専用稲、WCS用稲については、加工用米等取組計画の認定を受けること。 等
2	振興特産作物助成①	1	20,000	ブロッコリー、キク(花き)、えごま、イチゴ、ぶどう(基幹作物)	収穫・出荷・販売を行うこと。
3	振興特産作物助成②	1	15,000	振興特産作物(ブロッコリー、キク、えごま、イチゴ、ぶどう以外)の野菜、果樹(基幹作物)※作物名は別表2のとおり	①収穫・出荷・販売を行うこと。(果樹は除く) ②果樹については、令和8年度に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。 ③トマトについては施設で生産されたものとする。
4	その他作物助成	1	5,000	振興特産作物以外の野菜、花き・花木、果樹、その他の高収益作物(基幹作物)※作物名は別表3のとおり	①作物名は、別表3のとおり ②収穫・出荷・販売を行うこと。(果樹は除く) ③果樹については、令和8年度に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。
5	二毛作助成	2	5,000	野菜(対象となる作物は別表4のとおり)(二毛作)	野菜(※作物名は別表4のとおり)を実需者へ収穫・出荷・販売を行うこと。
6	収量向上対策助成	1	5,000	そば、大豆、麦(基幹作物)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②自作地又は特定農作業受委託契約等を締結した受託地において、明渠又は暗渠等による排水対策を実施する。
7	中山間地域団地化促進加算(30a以上4ha未満)	1	8,000	大豆、飼料作物(飼料作物は別表1のとおり)、WCS用稲、そば、麦類、振興特産作物(ブロッコリー、キク(花き)、えごま、イチゴ、ぶどう及び別表2のとおり)(基幹作物)	①大豆については、実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 等
8	飼料用米わら利用等(耕畜連携)	3	5,000	飼料用米生産ほ場の稲わら(基幹作物)	①加工用米等取組計画書が受理されていること。 ②利用供給協定書を締結すること。又、自家利用の場合は、自家利用計画書を提出すること。 等
9	米粉用米の地域利用助成	1	15,000	米粉用米(基幹作物)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②加工用米等取組計画書が受理されていること。
10	【国枠】そば振興助成	1	20,000	そば(基幹作物)	需要者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。
11	【国枠】地力増進作物助成	1	0	地力増進作物(対象となる作物は別表6のとおり)	①次期作付で振興特産作物に定める作物を作付けする圃場であり、地力増進の見地から十分な植栽密度があるとともに、収穫せずすぎ込むこと。 ②同一圃場への連続支援は原則2年間までとする。
12	【国枠】新市場開拓用米助成	1	20,000	新市場開拓用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書が受理されていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

丸森町水田農業推進協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
丸森町水田農業推進協議会	12,188,000	12,188,000	
			12,188,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠
12,188,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位) ※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場 開拓用 米	そば	なたね	地力増 進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用 米	飼料用 米	WCS用 稲	加工用 米					野菜	花き・花 木	果樹	その他の 高収益 作物			
1	団地加算(4ha以上)	1	8,000			1,800			400										2,200	1,760,000	
2	振興特産作物助成①	1	20,000											800	120		110		1,030	2,060,000	
3	振興特産作物助成②	1	15,000											1,300		30			1,330	1,995,000	
4	その他作物助成	1	5,000											300	10	10	100		420	210,000	
5	二毛作助成	2	5,000											100					100	50,000	
6	収量向上対策助成	1	5,000	130	500							500							1,130	565,000	
7	中山間地域団地化促進 加算(30a以上4ha未 満)	1	8,000	50	50	810			100			200			100				1,310	1,048,000	
8	飼料用米わら利用等 (耕畜連携)	3	5,000					4,500											4,500	2,250,000	
9	米粉用米の地域利用助成	1	15,000				1,500												1,500	2,250,000	
10	【国枠】そば振興助成	1	20,000																0	0	
11	【国枠】地力増進作物助 成	1	0																0	0	
12	【国枠】新市場開拓用米 助成	1	20,000																0	0	
合 計 (基 幹) ※4			実面積	130	500	2,610	1,500	4,500	500			500			2,400	130	40	210	13,020	※6	
合 計 (二 毛 作) ※4			実面積												100				100	12,188,000	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

整理番号11については、国枠の追加配分額に応じ、上限単価の範囲内で調整する。国枠の追加配分額で上限単価に満たない場合は、地域枠を充当することとし、その際は以下の優先順位で調整する。

地域枠については、以下の順で優先的に単価を増額する。

なお、単価の調整は、原則として1000円単位で上限単価の範囲内で行うこととする。

1. 整理番号11
2. 整理番号8
3. 整理番号9
4. 整理番号2
5. 整理番号3
6. 整理番号1

なお、各使途について、上限単価まで充当してもなお残余がある場合、10,000円/10aの範囲内で整理番号7に助成を行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号5→3→1→2→8の順に減額する。

各項目、原則として1,000円単位で減額し、減額幅が1,000円となったら次の項目から減額する。

6. 高収益作物について

えごま、たばこ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

【参考様式】高収益作物収益データ整理表

表1 主食用米及びえごまの比較

米単収	539 kg			
えごま	65 kg		(単位:円/10a)	
作物	農産物販売収入 ①	生産費 ②	①－②	主食用米との差
主食用米	182,831	131,302	51,529	0
えごま	97,500	20,000	77,500	25,971

単収:主食用米は農林水産省「令和7年産水稻の10a当たり平年収量」より
えごまはデータがないため、町内のえごま生産者へ聞き取り

【算定基礎】

表2－1 米の60kg当たり相対取引価格の推移 (単位:円)

品種	令和5年産	令和6年産	令和7年産	計	作付割合	加重平均
ひとめぼれ	14,911	22,870	37,216	74,997	71.6%	17,899
つや姫	15,634	23,971	36,261	75,866	9.7%	2,453
				計	81.3%	20,352
					kg単価	339

※農林水産省「米の相対取引価格・数量」における宮城県平均より
※作付割合は令和4年度から令和6年度の平均(公益社団法人米穀安定供給確保支援機構)より

表2－2 えごまの60kg当たり相対取引価格の推移 (単位:円)

作物名	令和5年産	令和6年産	令和7年産	計	平均
えごま	90,000	90,000	90,000	270,000	90,000
				kg単価	1500

※データがないため、町内のえごま生産者へ聞き取り

表3－1 10a当たり米生産費 (単位:円)

区分	2022	2023	2024	平均
全算入生産費	128,932	132,863	132,112	131,302

※農林水産省「米生産費」より

表3－2 10a当たりえごま生産費

区分	2022	2023	2024	平均
全算入生産費	20,000	20,000	20,000	20,000

※データがないため、町内のえごま生産者へ聞き取り

【参考様式】高収益作物収益データ整理表

表1 主食用米及びたばこの比較

米単収	539 kg			
たばこ	228 kg			
(単位:円/10a)				
作物	農産物販売収入 ①	生産費 ②	①－②	主食用米との差
主食用米	182,831	131,302	51,529	0
たばこ	436,126	150,000	286,126	234,597

単収:主食用米は農林水産省「令和7年産水稻の10a当たり平年収量」より
たばこは全国たばこ耕作組合中央会(令和6年度産宮城県平均値)より

【算定基礎】

表2－1 米の60kg当たり相対取引価格の推移 (単位:円)

品種	令和5年産	令和6年産	令和7年産	計	作付割合	加重平均
ひとめぼれ	14,911	22,870	37,216	74,997	71.6%	17,899
つや姫	15,634	23,971	36,261	75,866	9.7%	2,453
				計	81.3%	20,352
				kg単価		339

※農林水産省「米の相対取引価格・数量」における宮城県平均より
※作付割合は令和4年産から令和6年産の平均(公益社団法人米穀安定供給確保支援機構)より

表2－2 たばこの60kg当たり相対取引価格の推移 (単位:円)

作物名	令和5年産	令和6年産	令和7年産	計	平均
たばこ	111,397	113,342	119,571	344,310	114,770
				kg単価	1913

※日本たばこ産業 葉たばこ審議会の答申より引用(キロ単価)

表3－1 10a当たり米生産費 (単位:円)

区分	2022	2023	2024	平均
全算入生産費	128,932	132,863	132,112	131,302

※農林水産省「米生産費」より

表3－2 10a当たりたばこ生産費

区分	2022	2023	2024	平均
全算入生産費	150,000	150,000	150,000	150,000

※データがないため、町内の葉たばこ生産者への聞き取り

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	1（継続 H26）	
使途名	団地加算（4ha以上）						
対象作物	飼料作物、WCS用稲（基幹作物）（飼料作物は別表1のとおり）						
単 価	8,000円/10a（2回目の配分時の上限単価：10,000円/10a）						
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に替わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。 団地化面積については、令和7年度で12.1ha（4ha以上）である。また、飼料作物については、町内には乳牛1320頭、肉牛416頭と需要があり、対象作物の各作付け農地の団地化面積を増加させることにより、各作物の労働コスト（労働時間）の削減を目指す。団地化取組面積及び削減効果については、1経営体で対象作物の複数作付けに取り組んでおり、対象作物の団地化取組面積の合計及び10aあたりの年間労働時間の合計をもって目標とする。 なお、令和7年度実績を検証した結果、多くの農地が畑地化促進事業を活用し畑地化したため目標値には達しなかったが、輸入乾牧草の高騰など、畜産農家の飼料確保が急務であり、更なる面積拡大が必要であることから、支援を継続することとする。 また、生産技術の向上と機械の大型化が進み、生産コストの減少が見込まれることから、段階的に交付単価を縮減できるよう検討していく。 令和7年度の年間労働時間については、検証の結果7.1h/10aであったため、令和8年度には水田農業推進協議会の推進目標の7.0h/10aを目指す。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	・団地化取組面積 ・10aあたりの労働時間	目標	飼料作物 33.0ha 7.0h/10a	飼料作物 30.0ha 7.0h/10a	飼料作物 15.0ha WCS用稲 1.0ha 7.0h/10a	飼料作物 16.0ha WCS用稲 2.0ha 7.0h/10a	
		実績	飼料作物 26.3ha 7.1h/10a	飼料作物 12.1ha WCS用稲 0.0ha 7.1h/10a	飼料作物 12.1ha WCS用稲 0.0ha 7.1h/10a	—	
内 容	対象作物を団地化して作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。						

具体的要件	1 助成対象者 ①飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 ②WCS用稲については、実需者等に出荷・販売することを目的にした場合、もしくは自家利用または実需者との利用供給協定等により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2 取組要件 ①飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫を行うこと。 ②WCS用稲については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 ③青刈り稲、わら専用稲、WCS用稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること。 ④対象作物については、1作物につき2ha以上の連坦団地を構成し、団地の合計面積が4ha以上とすること。 ⑤連坦していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。なお、同一作業地域において作業の連続性が確保できると認められる場合にあっては、一団とみなすことができる。連坦していることの判定に当たっては対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。
取組の 確認方法	1 助成対象者 ①営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。利用供給協定書。 2 取組要件 ①②現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書、利用供給協定書等)による。 ③農政局長からの情報提供書類を確認する。 ④⑤団地化の計画図、ほ場位置図、現地確認による。
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ①団地化面積は、交付対象面積を集計する。 ②労働コスト(労働時間)は、地域の代表的な農業者からの聞き取りによる。
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 支援年限は設定していない。

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別表 1) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
テオシント
スーダングラス
青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）
青刈り大豆
子実用えん麦
青刈り稲
わら専用稲
青刈りひえ
しこくびえ
オーチャードグラス
チモシー
イタリアンライグラス
ペレニアルライグラス
ハイブリットライグラス
スムーズブロムグラス
トールフェスク
メドーフェスク
フェストロリウム
ケンタッキーブルーグラス
リードカナリーグラス
バヒアグラス
ギニアグラス
カラードギニアグラス
アルファルファ
オオクサキビ
アカクローバ
シロクローバ
アルサイククローバ
ガレガ
ローズグラス
パラグラス
パンゴラグラス
ネピアグラス
セタリア
飼料用かぶ
飼料用ビート
飼料用しば

(注) 上記の粗飼料用作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、羊、山羊に供される場合に限りです。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	2（継続 H26）	
使途名	振興特産作物助成①					
対象作物	ブロッコリー、キク（花き）、えごま、イチゴ、ぶどう（基幹作物）					
単 価	20,000円/10a（2回目の配分時の上限単価：25,000円/10a）					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。丸森町農業振興ビジョン（第二次）で推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。 特に対象作物に掲げた5品目については、丸森町農業振興ビジョン（第二次）に掲げる重点作物であり、栽培環境が本町に合うものである。また、中山間地域等の条件不利地域での栽培にも有用であるため、作付け拡大を推進していく必要がある。合わせて、JA系統との連携や地元直売所でも販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。 なお、令和7年度実績を検証した結果、すべての作物が目標値へは届かず、更なる面積拡大が必要なことから、中山間地域等における高収益作物の産地化を図る。 また、町単独事業である園芸特産振興事業により新規栽培者に対する初期経費助成、規模拡大に対する機械導入経費の一部助成を合わせて支援していくことで面積拡大を目指す。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ブロッコリー、キク、えごま、イチゴ、ぶどうの作付面積	目標	ブロッコリー 8.0ha キク 3.0ha えごま 4.0ha イチゴ 2.0ha	ブロッコリー 8.0ha キク 3.0ha えごま 4.0ha イチゴ 2.0ha	ブロッコリー 8.5ha キク 3.5ha えごま 4.5ha イチゴ 2.2ha ぶどう 0.5ha	ブロッコリー 9.0ha キク 4.0ha えごま 5.0ha イチゴ 2.4ha ぶどう 0.7ha
		実績	ブロッコリー 7.5ha キク 2.1ha えごま 3.4ha イチゴ 1.5ha	ブロッコリー 4.2ha キク 1.5ha えごま 1.2ha イチゴ 0.8ha ぶどう 0.2ha	ブロッコリー 3.4ha キク 0.9ha えごま 0.8ha イチゴ 0.7ha ぶどう 0.0ha	—
内 容	振興特産作物を作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定している。また、対象作物については、園芸作物の中でも鳥獣被害を受けにくく、中山間地域での栽培に有用であり、町、JA、普及センター等関係機関が作付け推進している作物である。					
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ①収穫・出荷・販売を行うこと。 ②ぶどうは新植に限り、新植の年度から5年を対象期間とする。					
取組の確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）等による。 2 取組要件 ①現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）による。 ②ぶどうについては、新植から出荷までは数年かかることから、苗木の購入に関する書類や植栽後のほ場の状況を確認する。					
成果等の確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 なお、整理番号7との重複助成を可とする。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	3(継続 H26)	
使途名	振興特産作物助成②						
対象作物	振興特産作物(ブロッコリー、キク、えごま、イチゴ、ぶどう以外)の野菜、果樹(基幹作物) ※作物名は別表2のとおり						
単 価	15,000円/10a(2回目の配分時の上限単価:20,000円/10a)						
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした農業振興ビジョン(第二次)で推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援することで、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。 このことから、本町では、振興特産作物の作付面積を拡大させることにより、経営体における収益力の向上を図る必要がある。なお、通年、直売所への安定的な供給に努める必要があることから、対象作物の作付面積の合計をもって目標とする。 なお、令和7年度実績を検証した結果、昨年度より面積は増加したが、まだ目標値より作付面積が1.8ha少ないため、令和8年度も中山間地域の特性を活かし、地域に適した作物や果樹栽培の振興を図る。また、水稻から高収益作物への転換に対応できる生産体制を整えるための取組として労働力の確保、施設園芸の設備経費等の一部を支援するために、単価を引き続き15,000円/10aに設定し、上限単価についても近年の資材価格の高騰分も支援が可能な20,000円/10aに設定する。 令和7年度の取組面積は11.2haで、実績が目標を下回ったので目標を据え置き、令和8年度についても目標の13.0haを目指す。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	振興特産作物の 作付面積	目標	13.0ha	13.0ha	13.0ha	13.0ha	
		実績	10.0ha	9.8ha	11.2ha	—	
内 容	振興特産作物を作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。 単価については、土壌改良、肥料、薬剤、労働力の確保等に要する経費を想定している。						
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ①収穫・出荷・販売を行うこと。(果樹は除く) ②果樹については、令和8年度に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。 ③トマトについては施設で生産されたものとする。						
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 2 取組要件 ①③現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 ②果樹については、前年度及び当年度の水田台帳、現地確認結果。						
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。						
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 なお、整理番号7との重複助成を可とする。 支援年限は設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別表2) 整理番号4：振興特産作物②

品目一覧（丸森町）

区 分	作 物 名
野菜類 (21種)	そら豆、枝豆、とうもろこし、フキ、ワラビ、タラの芽、ウド、ヨモギ 自然薯、ねぎ、白菜、キャベツ、トマト（施設） ヤーコン、きゅうり、インゲン、スナップエンドウ ニンジン、玉ねぎ、つるむらさき、ピーマン
果樹類 (3種)	ブルーベリー、イチジク、柿

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	4（継続 H26）	
使途名	その他作物助成					
対象作物	振興特産作物以外の野菜、花き・花木、果樹、その他の高収益作物（基幹作物）※作物名は別表3のとおり					
単 価	5,000円/10a					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした丸森町農業振興ビジョン（第二次）で推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。 このことから、本町では、直売所が小規模農家の重要な収入源であると捉えており、来客者からは多品種の新鮮な農作物に対するニーズがあり、ニーズに応えるには振興特産作物に加え中山間地域の特性を活かした地域に適した作物や果樹栽培等のその他作物の作付面積の拡大が必要であるため支援を継続する。直売所等ではお客様又は農業者から要望等により、通年、直売所への安定的な供給に努める必要があることから、対象作物の作付面積の合計をもって目標とする。 なお、令和7年度実績を検証した結果、目標値より4ha減となった。要因としては、生産者の減少や高齢化による労働力不足、規模拡大志向の鈍化が面積拡大の障害となっていると考えられ、作付面積が減少している。水稻から高収益作物への転換に対応できる生産体制を整えるための取組を継続して支援し、新たな取組者を発掘していくとともに、町単事業である園芸特産振興事業等により機械・施設整備に係る経費をあわせて支援し、現取組者も含め、今後一層の作付拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	その他作物の作付面積	目標	6.5ha	5.8ha	6.0ha	6.5ha
		実績	2.9ha	2.2ha	2.0ha	－
内 容	振興特産作物以外を作付けた場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。					
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ①作物名は、別表3のとおり ②収穫・出荷・販売を行うこと。（果樹は除く） ③果樹については、令和8年度に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。					
取組の確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）による。 2 取組要件 ①②現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）による。 ③果樹については、前年度及び当年度の水田台帳、現地確認結果。					
成果等の確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別表3) 整理番号4：その他作物助成

品目一覧（丸森町）

区 分	作 物 名
野菜 (61種)	アスパラガス、ウリ、オクラ、カブ、かぼちゃ、カリフラワー、 クワイ、ゴーヤ、ゴボウ、こまつな、コモチカンラン、 こんにゃく、さといも、ししとう、シソ、シュンギク、しょうが、 食用かんしょ、食用ギク、食用ばれいしょ、食用ほうずき、 シロウリ、すいか、ズッキーニ、セリ、セルリー、だいこん、 チンゲンサイ、ツケナ、つぼみ菜 トウガラシ、ながいも、なす、なばな、ニラ、 ニンニク、パセリ、プンタレッラ、 ほうれんそう、マコモダケ、まるいも、みずな、ミツバ、 ミョウガ、メロン、モロヘイヤ、ヤマイモ、雪菜 ラッキョウ、レタス、レンコン、ワサビ、椎茸、シドケ、ぜんまい、 カラシナ、落花生(生出荷)、キクイモ、パセリ、のらぼう菜、クレソン
花き・花木 (19種)	アスター、アストロメリア、カーネーション、ガーベラ、クリスマスローズ、 サカキ、宿根かすみそう、アガパンサス、ヘレニウム、パニカム、ポリゴナム トルコギキョウ、ナンテン、バラ、マツ、ゆり、リンドウ、ミューレンベルギア、カラー
果樹 (13種)	うめ、おうとう、キウイフルーツ、ぎんなん、くり、 クルミ、サクランボ、西洋なし、日本なし、びわ、もも、 ゆず、りんご
その他 の高収益作物 (1種)	たばこ

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	5（継続 H26）	
使途名	二毛作助成					
対象作物	野菜（対象となる作物は別表4のとおり）（二毛作）					
単 価	5,000円/10a					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした丸森町農業振興ビジョン（第二次）で推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。 このことから、本町では、水稻への依存割合を下げ園芸作物の拡大を図り、農業者の販売収入増大のため、二毛作の取組面積を増加させることにより、収益力の向上を図る必要がある。 なお、令和7年度実績を検証した結果、昨年度に引き続き目標値を大きく下回った。令和8年度は引き続き労働力不足解消のためシルバー人材の活用など生産体制を整える取組として、町単事業である園芸特産振興事業等により支援し、取組面積の増加推進を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	二毛作の取組面積	目標	2.8ha	2.8ha	2.9ha	3.0ha
		実績	2.7ha	0.3ha	0.3ha	—
内 容	水田の有効活用と食料自給率向上のため、対象作物を二毛作により作付けする農業者等に対し、作付け面積に応じて定額助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者または集落営農とする。 2 取組要件 野菜（※作物名は別表4のとおり）を実需者へ収穫・出荷・販売を行うこと。 ※基幹作で作付した品目と重複している場合は対象外とする。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）による。 2 取組要件 現地確認。二毛作作物の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類（出荷契約書、販売伝票、作業日誌等）による。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・取組面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別表 4) 整理番号 5 : 二毛作助成

品目一覧 (丸森町)

区 分	作 物 名
野菜類 (59種)	インゲン、ウリ、枝豆、おおば、オクラ、カブ、かぼちゃ、 カリフラワー、キャベツ、きゅうり、クワイ、ゴーヤ、 こまつな、コモチカンラン、さといも、ししとう、 シソ、シュンギク、 食用かんしょ、食用ギク、食用ぱれいしょ、食用ほうずき、 シロウリ、すいか、ズッキーニ、セリ、セルリー、そら豆、スナップエンドウ だいこん、たまねぎ、チンゲンサイ、ツケナ、つぼみ菜、 つるむらさき、とうもろこし、トマト、 なす、なばな、ニラ、にんじん、ニンニク、ねぎ、白菜、 パセリ、ピーマン、プンタレッラ ほうれんそう、まるいも、みずな、ミツバ、 メロン、モロヘイヤ、ヤーコン、雪菜、ヨモギ、 ラッキョウ、レタス、のらぼう菜

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	6(継続 R5)	
使途名	収量向上対策助成						
対象作物	そば、大豆、麦(基幹作物)						
単 価	5,000円/10a						
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。併せて、主食用米からの大規模転換を図る必要もあるため、当該の取組みに対して支援を行なう。対象作物については、従来より対象作物に取組む農家等があったが、収量が少なく作付けを諦める農家が多かったことから、収量向上対策として明渠又は暗渠による排水対策を徹底した取り組みに対し支援を行う。 なお、令和7年度実績を検証した結果、どの作物も目標を達成することができなかったため、令和8年度も引き続き取組を支援し、取組面積の増加推進を図る。 また、令和5年度から開始した取組のため、引き続き対象技術の導入支援が必要であることから、JAや町の農業研究機関である丸森町農業創造センターによる技術の指導・普及を行い、取組者の増加を図る。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	収量向上対策の 取組面積	目標	そば 6.2ha 大豆 7.0ha 麦 1.1ha 合計 14.3ha	そば 6.2ha 大豆 7.0ha 麦 1.1ha 合計 14.3ha	そば 6.2ha 大豆 7.0ha 麦 1.1ha 合計 14.3ha	そば 6.2ha 大豆 7.0ha 麦 1.1ha 合計 14.3ha	
		実績	そば 3.0ha 大豆 5.7ha 麦 1.1ha 合計 9.8ha	そば 3.6ha 大豆 5.7ha 麦 0.9ha 合計 10.2ha	そば 3.3ha 大豆 3.2ha 麦 0.9ha 合計 7.4ha	—	
内 容	収量向上に向けた排水対策を実施し、生産をおこなう農業者等に対し、作付け面積に応じ定額助成する。 単価については排水対策等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。						
具体的要件	1 助成対象者 実需者に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2 取組要件 ①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②自作地又は特定農作業受委託契約等を締結した受託地において、明渠又は暗渠等による排水対策を実施する。						
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌)による。						
成果等の 確認方法	令和9年2月末までに以下の方法で確認する。 取組面積は、交付対象面積を集計する。						
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 なお、整理番号7との重複助成を可とする。 支援年限は設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	7(継続 R5)
使途名	中山間地域団地化促進加算(30a以上4ha未満)					
対象作物	大豆、飼料作物(飼料作物は別表1のとおり)、WCS用稲、そば、麦類、振興特産作物(ブロッコリー、キク(花き)、えごま、イチゴ、ぶどう及び別表2のとおり)(基幹作物)					
単 価	8,000円/10a(2回目の配分時の上限単価:10,000円/10a)					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。 これまでは団地化へ移行するために取り組んできたが、検証の結果、本町における中山間地域においては、1ha以上の面積要件が見合わず、支援が届かないものであったため、令和5年度から新たな取組として中山間地域に限定した取組に対して支援を行う。 令和7年度実績を検証した結果、全ての作物が目標値を下回った。取組自体も飼料作物のみとまだまだ中山間地域での団地化は図られていないため、団地化取組面積の要件を30a以上に引き下げ、引き続き取組を支援していく。 単価については、中山間地域で作付けを拡大していくために必要な機械等に係る経費を支援するため引き続き8,000円/10aに設定し、上限単価についても近年の資材価格の高騰分も支援が可能な10,000円/10aに設定する。 また、対象作物の面積増加により、労働コスト(労働時間)の削減を目指す。団地化取組面積及び削減効果については、1経営体で対象作物の複数作付けを行った場合は、対象作物の団地化取組面積の合計及び10aあたりの年間労働時間の合計をもって目標とする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・団地化取組面積 ・10aあたりの労働時間	目標	大豆 0.5ha 飼料作物 5.0ha 飼料用米 9.0ha WCS用稲 1.0ha そば 5.0ha 麦 0.5ha 振興特産作物 5.0ha 合計 26ha 45.4h/10a	大豆 0.5ha 飼料作物 8.0ha 飼料用米 6.4ha WCS用稲 1.0ha そば 1.0ha 麦 0.5ha 振興特産作物 1.0ha 合計 18.4ha 45.4h/10a	大豆 0.7ha 飼料作物 8.2ha WCS用稲 1.0ha そば 2.0ha 麦 0.5ha 振興特産作物 2.0ha 合計 14.4ha 45.4h/10a	大豆 1.0ha 飼料作物 8.5ha WCS用稲 1.0ha そば 3.0ha 麦 0.5ha 振興特産作物 3.0ha 合計 17ha 45.4h/10a
		実績	大豆 0.0ha 飼料作物 7.5ha 飼料用米 5.9ha WCS用稲 0.0ha そば 0.0ha 麦 0.0ha 振興特産作物 0.0ha 合計 13.4ha 45.4h/10a	大豆 0.0ha 飼料作物 5.3ha 飼料用米 5.6ha WCS用稲 0.0ha そば 0.0ha 麦 0.0ha 振興特産作物 0.0ha 合計 10.9ha 45.4h/10a	大豆 0.0ha 飼料作物 5.3ha WCS用稲 0.0ha そば 0.0ha 麦 0.0ha 振興特産作物 0.0ha 合計 5.3ha 45.4h/10a	—
内 容	中山間地域等直接支払交付金の対象農地で対象作物を団地化して作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行なった農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。					

具体的要件	1 助成対象者 ①大豆については、実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ②飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ③WCS用稲については、実需者等に出荷・販売することを目的とした場合、もしくは自家利用または実需者との利用供給協定等により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ④そば・麦については、実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ⑤振興特産作物については、実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ①大豆については、実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 ③WCS用稲については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 ④WCS用稲、青刈り稲、わら専用稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること。 ⑤そば、麦については、実需者等に出荷・販売すること。 ⑥振興特産作物については、収穫・出荷・販売を行うこと。 ⑦対象作物については、1作物につき30a以上の連坦団地を構成し、団地の面積が1ha以上4ha未満の場合は4作物以内に統一されていること。 ⑧連坦していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。なお、同一作業地域において作業の連続性が確保できると認められる場合にあっては、一団とみなすことができる。連坦していることの判定に当たっては対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。
取組の 確認方法	1 助成対象者 ①②③④⑤営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。利用供給協定書。 2 取組要件 ①②③⑦現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書、利用供給協定書等)による。 ④⑤農政局長からの情報提供書類 ⑥⑧⑨団地化計画図、ほ場位置図、現地確認による。
成果等の 確認方法	令和9年2月末までに以下の方法で確認する。 ①団地化面積は、交付対象面積を集計する。 ②労働コスト(労働時間)は、地域の代表的な農業者からの聞き取りによる。
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 整理番号2、3、6との重複助成は行いが、整理番号1と重複助成は行わず、整理番号1の取組対象となる農業者は取組対象としない。 支援年限は設定していない。

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	8(継続 H29)	
使途名	飼料用米わら利用等(耕畜連携)						
対象作物	飼料用米生産ほ場の稲わら(基幹作物)						
単 価	5,000円/10a(2回目の配分時の上限単価:8,000円/10a)						
課 題	丸森町の経営体における安定的な収益確保のため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要があることから、水田フル活用の基幹作物として、低コスト化を図りながら、飼料用米の作付も維持していく必要がある。 令和7年度の実績を検証した結果、実績値で38.4haと大幅な減少となったが、これは主食用米に移行したことによる減少のため、実際の耕畜連携取組面積は横ばいとなっている。 しかし、飼料用米のみでは町内和牛271頭に対する需要量換算面積271haの14.1%程度となっているため、引き続き地元畜産農家での利用を促し安定的な供給に努め、経営体における低コスト化、収益力の向上を図る必要がある。 飼料用米作付面積(48.7ha)に対しての耕畜連携の取組面積(38.4ha)は、定着度78.8%と高い状態にあることから、畜産農家への安定的なわら供給を図るには、本助成が単独で解決出来る課題ではないため、整理番号1、7の助成と本助成が両輪となり引き続き支援することが必要と考えられる。 また、定着度が高いことから、段階的に交付単価を縮減できるよう検討していく。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	・耕畜連携の取組面積 ・需要量に対する割合	目 標	79.2ha 30.0%	95.0ha 31.0%	96.0ha 32.0%	40.0ha 15.0%	
		実績	94.1ha 29.8%	96.3ha 33.2%	38.4ha 14.1%	—	
内 容	利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用等を取り組んだ場合に支援する。						
具体的要件	1 助成対象者 ①自家利用または連携の相手方となる者との間に利用供給協定を締結する農業者又は集落営農とする。 ②利用供給協定書に含まれる事項は(別表5 2))のとおり。 2 対象作物 自家利用または利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取り組みであり、下記の要件を全て満たしていること。 ①加工用米等取組計画書が受理されていること。 ②利用供給協定書を締結すること。又、自家利用の場合は、自家利用計画書を提出すること。 ③別表5 1)の取り組みメニューのうち2つ以上の取り組みを実施すること。 (直播栽培、温湯消毒、側条施肥、疎植栽培、立毛乾燥等) ④当年産において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ⑤そのわらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料、又は、飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ⑥刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期(自家利用者も同様とする)としていること。						
取組の 確認方法	1 助成対象者 ①②営農計画書又は交付申請書、利用供給協定書 2 対象作物 ①農政局長からの情報提供書類。 ②自家利用計画書、利用供給協定書 ③④⑤⑥現地確認及び販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫・堆肥散布を行ったこと分かる書類。必要に応じて写真・作業日誌等の技術導入が分かる書類。						
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・取組面積は、交付対象面積を集計する。						

備考	定着度が高い現状から、定着度の低い取組要件への見直しは必要と考えられるため、取組者への聞き取り調査等により、新たな個票の検討を行う必要がある。 支援年限は設定していない。
----	--

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

別表 5

1) 産地交付金の飼料用米（一般栽培）・米粉用米の低コスト化に関するメニューの一覧表

No.	取組内容	具体的内容	確認書類等
	【コスト低減のための技術】		
1	・直播栽培		・作業日誌又は水稻共済の加入データ
2	・密苗（密播）栽培		・作業日誌
3	・温湯種子消毒		・温湯消毒器写真及び作業日誌等、購入伝票
4	・稲わら又は堆肥施用による土づくり		・堆肥購入伝票及び作業日誌
5	・大豆跡復元田の活用		・前年の野帳確認
6	・側条施肥同時移植		・機械の写真、作業日誌
7	・肥効調節型肥料の施肥		・肥料購入伝票及び作業日誌
8	・育苗箱全量施肥		・作業日誌、購入伝票
9	・疎植栽培	約35～※株／坪（減収に繋がる疎植は行わないこと）	・作業日誌及び確認野帳
10	・乳苗移植栽培		・作業日誌
11	・プール育苗		・育苗施設の写真
12	立毛乾燥	通常の成熟期から2週間程度ほ場で乾燥し水分を減少させる（ただし、鳥害や脱粒防止から概ね10月中の刈取が望ましい。）	・作業日誌
13	・フレコン出荷	紙袋でなく大容量のフレコンにより出荷を行うこと（自家利用の場合はフレコンによる管理）	・出荷伝票、専用機械写真、作業日誌
14	【共同乾燥施設利用】 ・CE・RCの活用	作業の効率化のため共同乾燥施設を利用	・使用料明細
15	【組織的取組】 ・集落営農	規約を作成し共同販売経理していること	・規約（写）、通帳（写）
16	・生産組合	農業用施設・機械の共同利用により効率化を行っている販売権を有した集まり（原則5戸以上）	・規約（写）、名簿（写）
17	地域内流通	町内利用者・事業者へ供給されること	利用供給協定書または自家利用計画書、米粉用米の場合は出荷契約書

2) 利用供給協定に含まれるべき事項

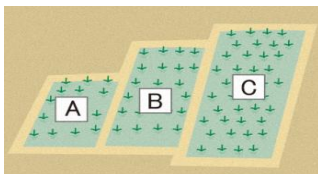
わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

別紙2 団地化における連担等の要件

同一の農業者によって経営(農作業受託は除く)される2筆以上の農地がまとまりを構成しているもの。

①



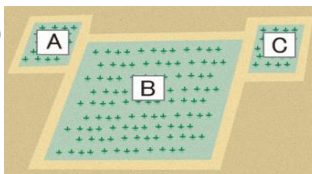
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの

②



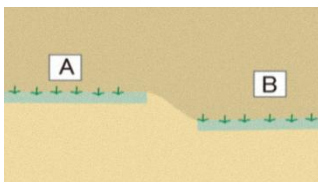
2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの

③



2筆以上の農地が各々隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの

④



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの

⑤



2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	9(継続 R7)	
使 途 名	米粉用米の地域利用助成					
対象作物	米粉用米(基幹作物)					
単 価	15,000円/10a(2回目の配分時の上限単価:20,000円/10a)					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に代わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。主食用米の需要が長期的には減少していくことが見込まれる中で、本町では町内米粉商品製造事業者からの米粉用米の需要が大きく伸びており、町内農家だけの生産量では足りていないのが現状である。 このことから、米粉用米を作付けし、町内事業者に出荷する取組に対して支援を行うことで、米粉用米への転換の推進と更なる需要の拡大を図り、目標面積の達成を目指す。 令和7年度の実績を検証した結果、目標値を上回る8.0haの取組があり、米粉用米の地域利用が着実に拡大しているため、令和8年度の目標を上方修正し10.0haとすることで更なる取組拡大を図っていく。 単価については、収益性向上に向けた取り組みや事業者への出荷に係る経費の5割程度を支援するため、引き続き10aあたり15,000円に設定する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	米粉用米の作付面積	目標	—	—	7.0ha	10.0ha
		実績	—	6.8ha	8.0ha	—
内 容	米粉用米を生産し、丸森町の事業者で利用する取り組みに対し、支援する。					
具体的要件	1 助成対象者 丸森町の事業者に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2 取組要件 ①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②加工用米等取組計画書が受理されていること。 ③別表5-1)の取り組みメニューのうち2つ以上の取り組みを実施すること。 (直播栽培、温湯消毒、側条施肥、疎植栽培、立毛乾燥等)					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 2 取組要件 ①収穫・出荷・販売を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌)による。 ②農政局長からの情報提供書類 ③現地確認及び販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫・堆肥散布を行ったこと分かる書類。必要に応じて写真・作業日誌等の技術導入が分かる書類。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・米粉用米作付面積については、実績面積を集計する。					
備 考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	10(継続 H26)
使途名	【国枠】そば振興助成					
対象作物	そば(基幹作物)					
単 価	20,000円／10a					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。そばの作付けを行っている経営体においては、作付け拡大を図り、収益性の高い農業を目指す必要がある。 また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。 なお、令和7年度実績を検証した結果、地区説明会の開催などの啓発事業や各種助成制度を実施したが、目標値には届かなかったため、引き続き、販売農業者、集落営農組織等を中心に啓発及び支援事業を継続していく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	そば:6.2ha	そば:5.0ha	そば:5.2ha	そば:5.4ha
		実績	そば:3.0ha	そば:3.6ha	そば:3.3ha	—
内 容	地域で振興するそばを作付けした場合、作付け面積に応じて助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 対象作物の生産・出荷・販売に取り組む販売農家又は集落営農。 2 対象作物 需要者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷販売契約書、販売伝票。必要に応じて、出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類(作業日誌等)。 2 対象作物 現地確認及び出荷販売契約書、販売伝票。必要に応じて、出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類(作業日誌等)。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	11(継続 R4)	
使 途 名	【国枠】地力増進作物助成					
対象作物	地力増進作物（対象となる作物は別表6のとおり）					
単 価	0円/10a（上限単価20,000円/10a）					
課 題	丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。地力増進作物の作付けにより土壌改良をおこない、高収益作物を作付けすることで、収益性の高い農業を目指す必要がある。 なお、令和7年度実績を検証した結果、新たな作付けは無かったため、令和8年度も災害からの復旧農地を中心に作付拡大を図っていく。 また、地力増進作物作付けから振興特産作物などの作物支援に移行していくことで、経営体における作付転換及び収益性の向上が見込まれる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	1.0ha	2.5ha	2.5ha	2.5ha
		実績	2.0ha	0ha	0ha	-
内 容	対象作物の作付により、土壌改良を行った取組を支援する。					
具体的要件	1 助成対象者 対象作物を作付し、次作で実需者等に出荷・販売することを目的として、高収益作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織、法人 2 取組要件 ①次期作付で振興特産作物に定める作物を作付けする圃場であり、地力増進の見地から十分な植栽密度があるとともに、収穫せずにすき込むこと。 ②同一圃場への連続支援は原則2年間までとする。 3 対象面積 水稻作付面積の前年度からの減少分又は、地力増進作物作付面積の前年度からの増加分のいずれか小さい面積とする。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。播種・耕起等を行ったことが分かる書類（販売伝票、作業日誌等）。 2 取組要件 現地確認。対象作物の種子購入伝票、営農計画書、作業日誌等の書類。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 地力増進作物の作付面積については、営農計画書及び交付申請書により集計し、販売目的の作物を作付けしたことの確認は、作付年度の営農計画書等にて確認を行う。					
備 考	令和8年度 of 取組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 支援年限は設定していない。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別表6) 整理番号11：地力増進作物

品目一覧（丸森町）

区 分	作 物 名
地力増進作物 (18種)	クローバー、レンゲ、ヘアリーベッチ、クロタラリア、セスバニア、エンバク、 ソルガム、ソルゴー、ヘイオーツ、イタリアンライグラス、テフグラス、ライムギ、 大麦、小麦、ヒマワリ、カラシナ、マリーゴールド、ソバ

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	丸森町水田農業推進協議会				整理番号	12(継続 H30)	
使途名	【国粹】新市場開拓用米助成						
対象作物	新市場開拓用米						
単 価	20,000円／10a						
課 題	主食用米の需要減少が続く中、需要に応じた生産を進める必要がある。特に将来的に大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは極めて重要な課題であるため、主食用米から新市場開拓米へ転換を図る必要がある。 また、令和7年度は取組を希望する農業者が無かったが、大規模農家や集落営農組織を中心に話し合いなど検討が行われている状況であり、現状維持したまま継続していく必要があると考える。 以上のことから、令和8年度の水田農業推進協議会の推進目標を1.0haとし、JA等との情報共有を行いながら農業者への周知を図り、新市場開拓米を新たな転作作物として取り組もうとする農業者に対して、産地交付金の活用による取組みの後押しと支援を行っていく。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	取組面積	目標	1.0ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha	
		実績	0.0ha	0.0ha	0.0ha	—	
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取り組みを支援する。						
具体的要件	1, 助成対象者 需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2, 取組要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書が受理されていること。						
取組の 確認方法	1, 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2, 取組要件 農政局長からの情報提供書類						
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、加工用米等生産集出荷数量一覧表及び販売伝票で確認する。						
備考	次年度以降の取組は、大規模農家や集落営農法人での話し合いに参画し、課題を整理したうえで検討することとする。 支援年限は設定していない。						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

丸森町水田農業推進協議会名簿

1. 役 員

会 長	丸森町	町長	保科 郷雄
副会長	みやぎ仙南農業協同組合	代表理事組合長	舟山 健一
監 事	宮城県農業共済組合 県南支所	支所長	渋谷 志郎
	丸森町農業委員会	会長	根元 茂

2. 会 員

会 員	丸森町担い手育成総合支援協議会	会長	八巻 義和
-----	-----------------	----	-------

3. 推進委員会(委員長:菅野 範夫)

構 成 団 体	役 職 名	氏 名
みやぎ仙南農業協同組合	丸森地区代表理事	大槻 謙喜
	丸森地区農家組合運営委員会 委員長	菅野 範夫
	丸森地区農家組合運営委員会 副委員長	石井 央
	丸森地区事業本部長	加藤 研二
	丸森地区事業本部組織営農課長	武田 裕司
農業者等	丸森町産直ふるさと米部会長	小野 良則
	みやぎ仙南農業協同組合丸森地区産直部会長	伏見 隆
	丸森町認定農業者連絡協議会長	大野 吉宏
	農事組合法人羽山の里佐野 代表理事	矢吹 純一
	農事組合法人丸森町酪農振興組合長理事	大槻 博文
第1種登録出荷取扱業者 株式会社 横山久彌商店	代表取締役	横山 修一
丸森町	農林課長	八巻 義和
丸森町農業委員会	事務局長	八巻 義和
丸森町担い手育成総合支援協議会	事務局長	安達 勉
宮城県農業共済組合県南支所	農産課長	穴戸 亮
あぶくま川水系角田地区土地改良区	事業課係長	斎藤 匡

4. 事務局体制(事務局長:八巻 義和)

構 成 団 体	役 職 名	氏 名
丸森町	農林課長	八巻 義和
	農林課課長補佐	安達 勉
	農林課農政班長	齋藤 洋寿
	農林課農政班主任	三枚橋 真彦
みやぎ仙南農業協同組合	丸森地区事業本部長	加藤 研二
	丸森地区事業本部組織営農課長	武田 裕司
	丸森地区事業本部組織営農担当	菅野 浩之
丸森町水田農業推進協議会	事務局員	菅野 千春
	事務局員	佐藤 陽子